

電子入札の手引き

平成 28 年 4 月 1 日

会津若松市

目 次

○第一章	制限付一般競争入札について	・ ・ ・ ・ ・	P 1 ~ 9
○第二章	電子入札について	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 ~ 1 3
○参考資料		・ ・ ・ ・ ・	P 1 4 ~ 2 3
別紙 1	電子入札公告例		(P 1 5 ~ 1 9)
別紙 2	工事費内訳書等の記載例		(P 2 0 ~ 2 1)
別紙 3	入札参加資格審査調書の記載例		(P 2 2 ~ 2 3)
○入札契約関係様式		・ ・ ・ ・ ・	P 2 4 ~ 3 2
別紙 4	工事費内訳書		(P 2 5)
別紙 5	価格内訳書		(P 2 6)
別紙 6	紙入札承認願		(P 2 7)
別紙 7	紙入札承認（不承認）通知書		(P 2 8)
別紙 8	紙入札用入札書		(P 2 9)
別紙 9	入札辞退届		(P 3 0)
別紙 10	質問書		(P 3 1)
別紙 11	質疑応答書		(P 3 2)

第1章 制限付一般競争入札について

電子入札による制限付一般競争入札制度概要（工事、測量及び設計業務委託）

測量及び設計業務委託：以下「工事関係委託」という。

項目	内容
対象工事・業務	予定価格130万円超の工事、予定価格50万円超の工事関係委託
発注工事・業務の公告	毎週月曜日に、本庁、北会津支所、河東支所及び各市民センターに掲示するとともに、電子入札システム（入札情報公開）に掲載する。
予定価格の事前公表	対象工事・工事関係委託全てにおいて公告により事前公表する。
最低制限価格制度の適用	有
設計図書等の閲覧	閲覧期間中、電子入札システム（入札情報公開）により電子閲覧ができる。 ※セキュリティ面を考慮し、記録媒体（CD-RW等）による貸与（要返却）を行う場合がある。
設計図書等についての質問及び回答	ファックスまたはEメールにより質問の受付を行い、回答については、質問者へファックスするとともに、質問と回答の内容を市ホームページに掲載する。
入札参加申込	不要
入札方法	会津若松市電子入札システムにより入力、送信する。
入札保証金	免除
工事費内訳書又は価格内訳書	入札時に電子入札システムにより提出
入札回数	1回。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
入札参加業者数	入札参加資格要件を満たしていれば、受注意欲のある業者全てが参加できる（入札参加業者数の制限はない）。
入札経過の公表	落札候補者を決定した場合は、その都度、電子入札システム（入札情報公開）により公表する。
入札参加資格審査（事後審査）	落札候補者に対し入札参加資格審査調書の提出を求め、入札参加資格審査（事後審査）を実施する。
入札結果の公表	開札日翌日（毎週木曜日）から入札結果を電子入札システム（入札情報公開）に掲載するとともに、市契約検査課において閲覧に供する。 （※開札日翌日に落札者が決定しない場合は翌日以降）

※曜日については標準的なもので、休日等を含む場合、変わることがあります。

※総合評価方式案件を除きます。

電子入札による制限付一般競争入札について

(※総合評価方式案件を除く。)

1. 対象となる入札

- ・ 予定価格が 130 万円を超える工事
- ・ 予定価格が 50 万円を超える工事関係委託

2. 発注の公告

(1) 公告日

毎週月曜日が公告日となります。

※ 当該曜日が休日等の場合は前日（前週の金曜日）、市で設定する見積期間内に休日等が含まれる場合は、その日数分、入札日を繰り下げます。

(2) 公告場所

各公告場所（本庁、北会津支所、河東支所及び各市民センター）に掲示するとともに、電子入札システム（入札情報公開）に掲載します。

(3) 公告の内容

公告の内容については、別紙 1 電子入札公告例を参考にしてください。

3. 予定価格の事前公表

当該公告により、予定価格（消費税込）を事前公表します。

4. 最低制限価格

最低制限価格を下回った入札を行った方は失格となります。

なお、最低制限価格については、落札候補者決定後に電子入札システム（入札情報公開）により公表します。

5. 入札参加資格

各公告で定める入札参加資格要件を開札時においてすべて満たしていれば、入札に参加できます。

(1) 入札参加資格者名簿への登載について

入札参加資格者名簿に登載されている業者が、入札参加の対象です。

（注）電子入札を行う場合にも当該登録が必要となります。

(2) 地域要件

[工事] 入札参加の対象者は原則、地元業者（市内業者及び準市内業者）とします。

なお、市内業者又は準市内業者として入札参加資格者名簿への登載期間が平成 15 年 1 月 1 日以後、通算で 2 年に満たない準市内業者については、制限付一般競争入札への参加資格を付与しないこととします。

[工事関係委託] 入札参加の対象者は原則、市内業者とします。

市内業者……市内に所在する本社又は本店を登録する業者

準市内業者・・・市内の支店又は営業所を登録する業者

ただし、上記対象者に施工又は遂行できる者がいない又は少ない特殊工事又は業務及び、対象者に入札参加者がなかった場合等は、この限りではありません。

(3) 許可等について

[工事] 対象となる工種ごとに建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが条件です。

その他、許可を必要とする工種の入札に参加する場合についても、その許可を受けていることが条件です。

[工事関係委託] 対象となる業務に必要な許可及び資格を有していることが条件です。

(4) 入札参加停止措置を受けた業者について

市の入札参加停止措置を受けた場合においては、開札日時点において、当該入札参加停止期間を経過していることが条件です。

(5) 工事における資格総合点数

市建設工事発注基準に基づき各公告で定める資格総合点数を満たしていることが条件です。ただし、特別点数の加算については、入札参加者が選択することができます。

● **資格総合点数（共通点数＋特別点数）**

(7) 共通点数

当該入札の対象となる工種の経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値

(4) 特別点数（※市ホームページにて確認可）

工事成績点

当該工事等を契約する前年度において、市優良建設工事表彰実施要綱に基づく表彰を受けた業者に対して、1年に限り、すべての工種に配点します。→表彰1回につき10点

(6) 工事における技術者の配置

市建設工事発注基準に基づき各公告で定める技術者を、開札時において配置できることが条件です。

(7) 工事又は業務の実績

[工事] 市建設工事発注基準に基づき各公告で定める実績を有していることが条件です。

[工事関係委託] 業務実績の要件を定めた場合においては、当該施行実績を有していることが条件です。

(8) 資本関係又は人的関係について

入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないことが条件です。

(9) 発注ごとに定める要件

その他、工事又は業務の発注ごとに各公告で定める要件を満たしていることが条件です。

6. 事前に提出が必要な書類について

[工事]

(1) 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

新しい経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を受けた場合は、入札参加資格の更新手続きにあわせて当該通知書（写し）を市契約検査課に提出してください。

※ 入札参加資格の更新手続きの期限は、直近の決算日から7ヶ月以内です。

※ 当該通知書については、開札時点で有効期限が切れている場合、その内容は入札参加資格に反映されません。更新手続き後、市へ未提出であった場合も同様の取扱いとなりますので、更新後は必ず市契約検査課に提出してください。

(2) 建設業の許可証明書等の写し

建設業の許可等、許可を必要とする工種の入札に参加する業者は、事前にその許可証明書の写しを市契約検査課に提出してください。なお、更新した場合も同様とします。

[工事関係委託]

許可を必要とする業種の入札に参加する業者は、事前にその許可書等の写しを市契約検査課に提出してください。なお、更新した場合も同様とします。

7. 事前に必要な手続きについて

(1) 電子入札用ICカードの取得

電子入札に参加するには電子入札コアシステムに対応した認証局が発行するICカードが必要です。対応する認証局は、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ (<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>) の「コアシステム対応認証局」をご確認のうえ、直接、ご連絡ください。なお、ICカードには有効期限がありますので、ご注意ください。

(2) 電子入札用業者番号の取得

電子入札システムへの利用者登録には、市が付与する「電子入札用業者番号（数字9桁）」が必要です。ご不明の際は市契約検査課（電話番号 0242-39-1217）へお問い合わせください。

(3) 会津若松市電子入札システムへの利用者登録

電子入札システムの利用に当たり、最初に利用者登録（使用するICカードの登録）を行う必要があります。電子入札システムの利用者登録メニューより必要事項を登録してください。

8. 設計図書等の閲覧

設計図書等は、各公告で定める閲覧期間内において、電子入札システム（入札情報公開）で閲覧することができます。また、対象工事又は業務の積算を行う場合、ダウンロード及び印刷することができます。

ただし、セキュリティ上の問題等が生ずるおそれがある工事及び業務については、公告で示し、記録媒体（CD-RW等）の貸与（要返却）を行う場合があります。

※ 契約締結後、落札者への設計図書等の配付は行いません。必要がある方は必ず閲覧期間内にダウンロードしてください。

設計図書等の取扱いの注意事項

ダウンロード・印刷した設計図書は、適正に管理し入札以外の目的に使用しないこと。
また、他の目的に使用されないよう、責任をもって管理すること。

9. 質問について

(1) 質問書の受付

設計図書等についての質問の受付は、ファックス又は電子メールで行います。

契約検査課	F A X 番号	0 2 4 2 - 3 9 - 1 4 1 3
	メールアドレス	keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

※ なお、ファックス及びメール送信後は、着信確認のため必ず市契約検査課
(電話番号 0 2 4 2 - 3 9 - 1 2 1 7) まで電話連絡してください。

(2) 質問書の様式

質問書の様式については、市指定様式(同内容であれば、自社作成のものでも可。)とします。
様式は、市ホームページ内「会津若松市の入札・契約情報」よりダウンロードできます。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、質問者に対してファックスで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を
市ホームページに掲載します。

※ 入札の前に必ず、質問が出ていないかを確認してください。

10. 入札の方法

制限付一般競争入札に係る全ての工事及び工事関係委託の発注について、原則として電子入札
を適用いたします。

※ 詳しい入札方法については⇒第2章 電子入札について

11. 工事費内訳書又は価格内訳書の提出

入札参加者の積算状況を確認するため、入札参加者に対し、電子入札システムにより、入札に併
せて、工事においては「工事費内訳書(公告の際に掲載)」、工事関係委託においては「価格内訳書
(公告の際に掲載)」を提出していただきます。

※ 詳しい提出方法については ⇒第2章 電子入札について を、ご覧ください。

12. 開札について

開札は、各公告に定められた開札日時、開札場所において、公開で行うものとします。

13. 落札候補者の決定

入札参加者のうち、次の(ア)～(ウ)の該当者を除き、最低価格入札者を落札候補者とします。

(ア) 入札が無効となった者

(イ) 入札額が予定価格を超過し失格となった者

(ウ) 入札額が最低制限価格に達しないため失格となった者

【電子くじによる落札候補者の決定について】

落札候補者となり得る同価の入札をした方が2人以上いる場合は、入札書提出の際に入力する「くじ入力番号」及び入札書提出時間等により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札候補者の順位を決定します。

14. 入札参加資格審査（事後審査）

(1) 落札候補者への通知

開札終了後、落札候補者に対してファックスにより審査関係書類の提出を依頼します。

【審査関係書類】

- ① 入札参加資格審査調書
- ② その他市が提出を求めるもので、入札参加資格審査に必要な書類

(2) 審査関係書類の提出

市から審査関係書類の提出についての通知を受けた落札候補者は、通知後2時間以内に審査関係書類をファックスにより市契約検査課（FAX番号 0242-39-1413）まで提出してください。なお、ファックス送信後は、着信確認のため必ず市契約検査課（電話番号 0242-39-1217）まで電話連絡してください。

※ 提出期限までに審査関係書類の提出がない場合、当該落札候補者の入札は無効となりますので、必ず期限内に提出してください。

※ 入札参加資格審査調書の記載事項については、別紙3 入札参加資格審査調書の記載例を参照のうえ、記載漏れ、記載誤りのないようご注意ください。

(3) 入札参加資格審査の実施

落札候補者より提出された審査関係書類に基づき入札参加資格審査を実施します。審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たさない場合には、当該者を入札無効とし、最低入札価格に次いで低い価格の次順位落札候補者について資格審査を行います。当該審査の結果、次順位落札候補者が入札無効となった場合には、以下同様に次順位落札候補者に対し資格審査を行うものとします。

ただし、先に開札を行った資格審査対象の案件が後に開札を行った資格審査対象の案件の落札順位より低い場合は、落札は落札順位のより高い後に開札を行った案件を優先する。

（例：配置可能な技術者等が一工事分しかいない場合）

開札順番-1	土木一式工事A	第1落札候補者	Y社（入札無効）	第2落札候補者	X社
開札順番-2	土木一式工事B	第1落札候補者	X社	第2落札候補者	Y社

◎X社の落札は、土木一式工事Bを優先する。

15. 契約締結

(1) 落札者への連絡

落札者には、電話で連絡します。連絡を受けましたら、契約書類をお渡ししますので、速やかに市契約検査課へお越しください。

(2) 契約保証

契約を締結しようとする場合、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金の額の

100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとします。

[工事]

- (ア) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
- (イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
- (ウ) 会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 7 号に該当する請負代金額が 500 万円未満の工事請負契約の場合

[工事関係委託]

- (ア) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
- (イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
- (ウ) 会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号に該当する場合

会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号

施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

契約保証金の端数処理の取扱いについて

契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てることとします。

【計算例】

契約代金の額 3,159,999 円
契約保証金 3,159,999 円×10/100=315,999.9 円
⇒端数切り捨て 315,999 円

(3) 請負業者責任賠償保険の写し（工事のみ）

平成 28 年 4 月 1 日以降の契約案件から、請負業者責任賠償保険への加入を義務付けています。契約締結時に契約書とともに「保険加入証書の写し」を市契約担当課へ提出してください。

(4) 契約書類の提出先について

- (ア) 契約書、契約保証に係る書類及び請負業者責任賠償保険の写し（工事のみ）
市契約検査課に提出してください。
- (イ) 着手届以降、請負代金請求までの書類（※前払申請、変更契約に係る書類を含む。）
各工事の施工課へ提出してください。

(5) その他契約事項について

契約については、以下に基づき契約締結するものとします。

[工事] 会津若松市財務規則及び会津若松市建設工事請負契約規程並びに会津若松市工事請負契約約款

[工事関係委託] 会津若松市財務規則及びそれぞれの業務委託に対応する契約約款

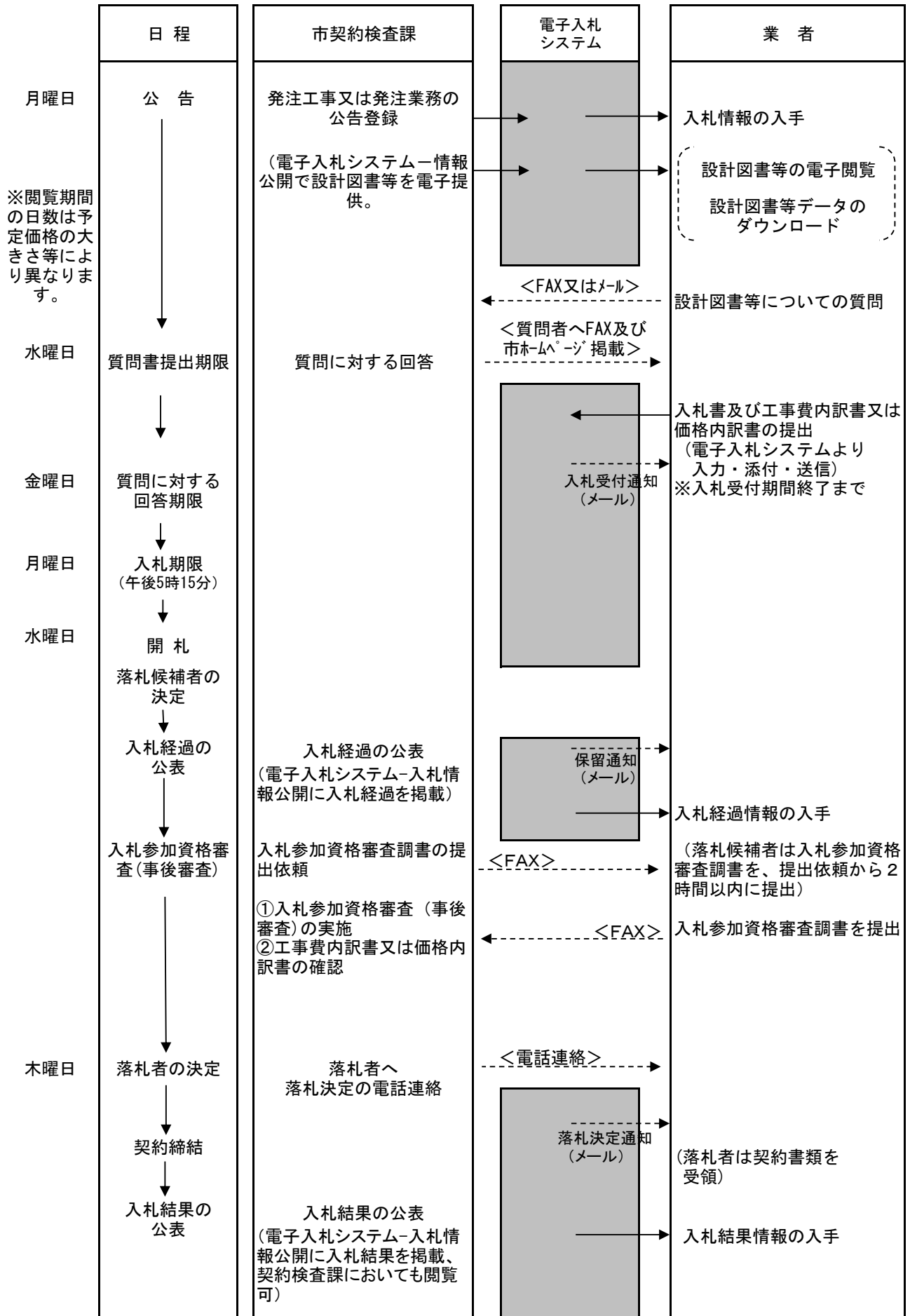
16. 入札経過及び入札結果の公表

開札の執行後、第一落札候補者決定時点の入札状況を、電子入札システム(入札情報公開)に掲載します。(画面表示は「選定中」となります。)

当該開札日の翌日には、入札結果を電子入札システム(入札情報公開)に掲載するとともに市契約検査課において閲覧に供します。(開札日の翌日に落札者が決定しない場合は翌日以降となります。翌日が休日の場合は、次の開庁日となります。)

事務手続きのフロー ～工事・工事関係委託 制限付一般競争入札（電子入札）～

（※総合評価方式案件を除く。）



※曜日については標準的なもので、休日等を含む場合、変わることがあります。

第2章 電子入札について

(※総合評価方式案件を除く。)

本市の電子入札は、次のとおりです。

1. 電子入札システムの利用時間

システムの利用時間は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日の、次の時間です。

電子入札システム	午前8時30分から午後8時まで
入札情報公開システム	午前6時から午後11時まで
ヘルプデスク (TEL 0570-021-777)	午前9時から午後5時30分まで (正午から午後1時までを除く。)

2. 入札書及び工事費内訳書等の提出

(1) 入札書の提出

登録されたICカードで、電子入札システムへログインのうえ、以下の手順により、必要事項を入力して提出してください。

① 入札金額の入力

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額欄に入力してください。
※消費税の税率については、入札公告を確認してください。

② 「くじ入力番号」の入力

「くじ入力番号」の部分に、000~999の3桁の任意の数字を入力してください。同価格の入札があった場合の順位決定を自動で行う電子くじの「くじ番号」の計算に使用されます。

③ 工事費内訳書及び価格内訳書の提出について

※詳しい提出方法については

⇒ 3. 工事費内訳書及び価格内訳書の提出について
をご覧ください。

④ 入札書の提出

画面下部のボタンにより「提出内容確認」「印刷」を行います。最後に「入札書提出」ボタンを押し、入札書の提出を行います。

※入札書は一度提出すると、修正及び再提出ができなくなります。入札書は印刷し、保管しておくことをお勧めします。

(2) 入札書提出の確認

提出した入札書が正常に送信されると、登録されたメールアドレスへ「入札書受信確認通知」が送信されます。必ずご確認ください。

※入札書受信確認通知の控えが必要な場合は、必ずこの画面で印刷を行ってください。

(3) 入札期間

公告により入札期間が定めてありますので、必ず期間内にご提出ください。期間内に「入札書提出」ボタンが押されなかった場合、入札書は未提出となりますので、余裕を持ったお手続きをお願いします。

※入札期間中に設計図書等に関する質問書が提出される場合がありますので、入札書はなるべく質問への回答期限後に提出手続きをしてください。

3. 工事費内訳書及び価格内訳書の提出について

入札参加者は、次に定める書類（以下「工事費内訳書等」という。）に積算金額を記入し、電子入札システムにより、入札額の入力時に、添付（必ずコンピュータウイルスのチェックを行ったうえで添付してください。）の方法で提出してください。

なお、工事費内訳書等の提出がない場合又は指定された工事費内訳書等とは異なる内容の書類が提出された場合は、当該入札参加者の入札は無効となりますので、ご注意ください。

- ①工事：公告の際に掲載する工事費内訳書（別紙2記載例参照）
- ②工事関係委託：公告の際に掲載する価格内訳書（別紙2記載例参照）

(1) 本工事費内訳書の様式

内訳書の様式は、市指定様式となります。案件ごとに項目が記載された内訳書を電子入札システム（入札情報公開）の発注情報閲覧画面に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

(2) 価格内訳書の様式

内訳書の様式は、市指定様式となります。案件ごとに項目が記載された内訳書を電子入札システム（入札情報公開）の発注情報閲覧画面に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

(3) 記載上の注意事項について

工事費内訳書等は、入札金額の内訳となるものですので、次のことに十分注意したうえで記載してください。

- ①工事費内訳書等の合計金額（以下、工事の場合は「工事価格」、工事関係委託の場合は「業務価格計」という。）と入札金額は一致するものとします。（1円単位まで）
- ②工事費内訳書等の金額は、様式に記載された項目についてのみ記載するものとし、他項目を付け加えることはしないでください。（端数調整のための「値引き」の記載も行わないでください。）

※工事費内訳書等の合計金額と入札金額が異なる入札、工事費内訳書等の小計額又は合計額が誤っている入札、明らかに積算等の事実が確認できない入札は無効となります。

(4) 商号又は名称について

工事費内訳書等には会社の商号又は名称を記載してください。

4. 紙入札の承認について

次の理由で電子入札に参加できない入札参加者は、市が承認した場合に限り、電子入札対象案件への紙入札を行うことができます。

(1) 紙入札が認められる場合

- ①入札参加者の責めによらないICカードの事故等により電子入札のシステムにログインする

- ことができない場合。
- ②その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合。
- ※ I C カードの有効期限切れは、紙入札が認められませんので、更新忘れのないようご注意ください。

(2) 「紙入札承認願」の提出

開札日前日の午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間に「紙入札承認願（別紙 6 参照）」を市契約検査課にファックス（0 2 4 2 - 3 9 - 1 4 1 3）で提出してください。

※同日午前 12 時まで、承認の可否について「紙入札承認（不承認）通知書（別紙 7 参照）」により、ファックスで回答いたします。

(3) 「紙入札用入札書」及び「工事費内訳書等」の提出

紙入札の承認後、「紙入札用入札書（別紙 8 参照）」及び「工事費内訳書等（別紙 4, 5 参照）」に必要事項を記入し、開札日の午前 9 時 15 分に開札場所まで持参のうえ、提出してください。

なお、入札書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、市に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印してください。

※当該入札参加者立ち会いのもと、市職員が、当該入札書に記載されている「入札金額」及び「くじ入力番号」を入力します。「くじ入力番号」の記載がない場合又は 3 桁の数字以外の文字や記号が記載されている場合は、一律「999」を入力します。

5. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、次の方法により入札辞退をしてください。

◆電子入札システムによる申請

電子入札システムへログインのうえ、開札前までに入札辞退の申請をしてください。

[電子入札を使用できない場合の辞退の方法]

次の理由で電子入札システムを使用した辞退申請ができない入札参加者は、紙による「入札辞退届（別紙 9 参照）」の提出を行うことができます。開札日の午前 9 時 15 分まで、契約検査課にご持参ください。

- ・入札参加者の責めによらない I C カードの事故等により電子入札のシステムにログインすることができない場合。
- ・その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合。

6. 開札について

開札は契約検査課入札室において公開で行いますが、執務室の都合上、執務室への入室は最大 3 名までに制限させていただきますのでご了承ください。

7. 入札の無効

会津若松市競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効

となりますので、十分ご確認のうえ、提出してください。

- ① I Cカードを不正に使用して行われた入札
- ②同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札
- ③工事においては、公告の際に掲載する工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- ④工事費内訳書等の各小計額又は合計額が誤っている入札
- ⑤工事費内訳書が添付されていない入札、又は指定された工事費内訳書等とは異なる内容の書類が添付された入札
- ⑥工事費内訳書等において、明らかに積算の事実が確認できない入札

8. 入札回数について

(1) 入札回数

初度のみ1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行うものとします。

(2) 再度の入札の通知

初度の入札後、速やかに当該者に対しファックス又は電子入札システムによるメールにより通知します。

(3) 最低制限価格の再設定について

再度の入札となる場合には、入札に競争性及び公平性を保つため最低制限価格を再設定することとします。

9. 業者入札用パソコンの設置

業者の電子入札用パソコンが故障して電子入札が行えない場合の代替機として、また、電子入札の操作に不安を感じる業者へのサポートのために、市契約検査課窓口に業者入札用パソコンを設置いたします。自己のI Cカード（下記の認証局のカードであれば利用可）を持参の上ご利用ください。利用される場合は、市契約検査課（0242-39-1217）へ、事前にご連絡ください。

※利用できる認証局

市契約検査課窓口へ設置する業者入札用パソコンは「日本電子認証株式会社」のI Cカードのみに対応しています。

10. I Cカードの不正使用について

I Cカードの不正使用による落札が判明した場合は、契約締結前であっても契約を締結しないこととし、契約締結後であっても契約を解除することができます。また、当該入札を行った者に対して、入札参加停止を行うことができます。

11. 電子入札の免責事項について

次の理由により発生した利用者の損害について、市は、責任を負わないものとします。

- ①入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等に起因する損害。
- ②コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により他者が入札参加者になりすまして入札を行い、当該入札参加者本人に生じた損害。
- ③天災、事変その他電子入札システム管理者の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

參考資料

別紙1

電子入札公告例(工事)

会津若松市公告 第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成〇〇年〇月〇日(〇)

会津若松市長 室井 照平

1	工事番号	第 〇〇 号
2	工事名	市道町〇-〇〇〇号線道路改良工事
3	工事場所	会津若松市〇〇町 地内
4	工種	土木一式工事
5	工事の概要	施工延長 L=〇〇〇.〇m 側溝工 L=〇〇〇.〇m 上層路盤工 L=〇〇〇.〇m 下層路盤工 L=〇〇〇.〇m
6	工期	契約締結の日から 平成〇〇年〇月〇日(〇) まで
7	予定価格	50,000,000 円(税率8パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	最低制限価格	最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
9	入札参加資格要件	<p>入札に参加できるのは、入札時(=開札時をいう。)において次の①から⑩に掲げる要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>① 会津若松市入札参加資格者名簿(工事)に登録されていること。※当該登録は電子入札を行う場合にも必要となる。</p> <p>② 登録内容 本市に 土木一式工事 の工種登録のある者</p> <p>③ 地域要件 市内業者であること。</p> <p>④ 建設業の許可等 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。</p> <p>⑤ 技術者等の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に専任で配置できること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が3,000万円以上となる場合は、監理技術者として施工現場に専任で配置できること。(いずれの技術者も専任の場合には入札日(=開札日をいう。)以前に正社員として3月以上の雇用関係があること。)</p> <p>現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、会津若松市が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。(配置する現場代理人は正社員であること。)</p> <p>⑥ 資格総合点数 土木一式工事 の資格総合点数が 〇〇〇点以上 〇〇〇点未満 であること。</p> <p>資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値に会津若松市で設定した特別点数を加点した点数をいう。なお、特別点数については、入札参加の際に加点の選択が可能。</p> <p>⑦ 会津若松市工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>⑧ 工事施工実績 元請として同種工事の施工実績を有すること。(ただし、準市内業者においては、過去に会津若松市発注の土木一式工事において元請として4千万円以上の工事の受注実績を併せて有すること。(JV施工については、当該受注実績とは見なさない。))</p> <p>⑨ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>⑩ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。</p>

10	設計図書の閲覧	
①	閲覧場所	会津若松市電子入札システム(入札情報公開)において閲覧可
②	閲覧期間	入札期間中とする。
11	設計図書等に対する質問	
①	質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
②	質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
③	質問期限	平成〇〇年〇月〇日(〇) 午後5時15分まで
④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
12	入札方法	
①	提出書類	<p>入札書 及び 工事費内訳書</p> <p>落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。</p> <p>入札者は、入札公告の際に掲載する工事費内訳書に積算金額を入力し、電子入札システムにおける入札金額の入力時に当該内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。</p>
②	入札方法	<p>電子入札</p> <p>※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続きは不要です。</p> <p>会津若松市電子入札システム(アドレス) https://www.ebs-asp.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0620060006E00640</p>
③	入札期間及び時間	<p>平成〇〇年〇月〇日(〇) 午前9時から 平成〇〇年〇月〇日(〇) 午後5時15分まで</p> <p>※ただし、土日祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く</p>
13	開札日時等	
①	開札日時	平成〇〇年〇月〇日(〇) 午前〇時〇分
②	開札場所	会津若松市役所契約検査課 入札室
14	入札回数	初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
15	入札保証金	免除
16	入札参加資格審査	<p>入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。</p> <p>(提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413</p>
17	入札の無効	<p>① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ 会津若松市電子入札実施要領第17条に該当する入札</p> <p>④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札</p>

18	契約事項	会津若松市財務規則及び会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号)並びに会津若松市工事請負契約約款に基づき契約締結する。
19	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>③ 請負代金額が500万円未満の工事請負契約で、会津若松市財務規則第105条第1項第7号の規定に該当する場合</p>
20	その他	<p>① 会津若松市電子入札実施要領第19条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>② 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。</p> <p>③ 会津若松市入札心得及び会津若松市電子入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>④ 同一開札日における複数の工事の入札に参加し、開札の結果、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該すべての案件に配置できる技術者及び現場代理人がない場合、落札はより先に開札を行った案件を優先する。ただし、先に開札を行った資格審査対象の案件が後に開札を行った資格審査対象の案件の落札順位より低い場合は、落札は落札順位のより高い後に開札を行った案件を優先する。</p> <p>⑤ 契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS((財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム)に登録すること。</p> <p>⑥ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。</p> <p>⑦ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p>

電子入札公告例(工事関係委託)

会津若松市公告 第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成〇〇年〇月〇日(〇)

会津若松市長 室井 照平

1	委託業務番号	第 〇〇 号
2	委託業務名	市道〇-〇〇号線外道路改良工事实施設計業務委託
3	委託業務場所	会津若松市〇〇町 地内外
4	業種	土木設計
5	業務の概要	路線測量 L=〇〇.〇m 地質調査 N=〇箇所 道路詳細設計 L=〇〇.〇m
6	業務期間	契約締結の日から 平成〇〇年〇月〇日(〇) まで
7	予定価格	3,000,000 円(税率8パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	最低制限価格	最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(=開札時をいう。)において次の①から⑨に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。※当該登録は電子入札を行う場合にも必要となる。
	②	登録内容 本市に 土木設計 の業種登録のある者
	③	地域要件 市内業者 であること。
	④	許可資格等 測量法第55条第1項に規定する測量業者の登録を受けていること。
	⑤	技術者の配置 管理技術者及び照査技術者を配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。
	⑥	会津若松市工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
	⑦	業務実績 同種委託業務の実績を有すること。
	⑧	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑨	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
10	設計図書の閲覧	
	①	閲覧方法 会津若松市電子入札システム(入札情報公開)において閲覧可
	②	閲覧期間 入札期間中とする。
11	設計図書等に対する質問	
	①	質問方法 本委託業務に関する質問は、原則として指定の質問書によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	②	質問書送付先 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	③	質問期限 平成〇〇年〇月〇日(〇) 午後5時15分まで
	④	質問に対する回答 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にファックスで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

12	入札方法	
	① 提出書類	<p>入札書 及び 価格内訳書</p> <p>落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。</p> <p>入札者は、入札公告の際に掲載する価格内訳書に積算金額を入力し、電子入札システムにおける入札金額の入力時に当該内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。</p>
	② 入札方法	<p>電子入札</p> <p>※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続きは不要です。</p> <p>会津若松市電子入札システム(アドレス)</p> <p>https://www.ebs-asp.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0620060006E00640</p>
	③ 入札期間及び時間	<p>平成〇〇年〇月〇日(〇) 午前9時から 平成〇〇年〇月〇日(〇) 午後5時15分まで</p> <p>※ただし、土日祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く</p>
13	開札日時等	
	① 開札日時	平成〇〇年〇月〇日(〇) 午前〇時〇分
	② 開札場所	会津若松市役所契約検査課 入札室
14	入札回数	初度のみ1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
15	入札保証金	免除
16	入札参加資格審査	<p>入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。</p> <p>(提出先) 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413</p>
17	入札の無効	<p>① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ 会津若松市電子入札実施要領第17条に該当する入札</p> <p>④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札</p>
18	契約事項	会津若松市財務規則及び会津若松市土木設計業務委託契約約款に基づき契約締結する。
19	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>③ 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。)</p>
20	その他	<p>① 会津若松市電子入札実施要領第19条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>② 会津若松市入札心得及び会津若松市電子入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>③ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。</p>

工事費内訳書の記載例（工事）

第 1 号様式（第 12 条関係）

商号又は名称を記入

商号又は名称（ ○○○○○○会社 ）

工事費内訳書

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

項目・種別等については、案件ごとに市で設定します。市ホームページに案件ごとの指定様式を掲載しますので、当該様式をダウンロードのうえ、内訳金額を入力し提出してください。

項目・種別等	金額（円）
○○○○○費	
1. △△△△工	○, ○○○, ○○○
2. △△△△工	○○○, ○○○
○○○○○費	
3. △△△△工事	○, ○○○, ○○○
4. △△△△工事	○○○, ○○○
○○○○○費	
5. △△△△工事	○○○, ○○○
6. △△△△工事	○, ○○○, ○○○
7. △△△△工事	○○○, ○○○
直接工事費①	○, ○○○, ○○○
共通仮設費②	○○○, ○○○
現場管理費③	○○○, ○○○
一般管理費④	○, ○○○, ○○○
工事価格 ①+②+③+④	○, ○○○, ○○○

※入札書と工事費内訳書の工事名が異なる入札は無効となるので注意

項目・種別等については、案件ごとに市で設定します。市ホームページに案件ごとの指定様式を掲載しますので、当該様式をダウンロードのうえ、内訳金額を入力し提出してください。

記載されている項目にのみ金額を記載するものとし、他項目を付け加えたりしないこと。
※値引き欄を設けるなどの端数調整も認められないので注意

小計額に誤りがないこと。
（1円単位まで）
※小計額に誤りがある場合は無効となるので注意

合計額に誤りがないこと。
入札金額と一致させること。
（1円単位まで）
※合計額に誤りがある、入札金額と一致しない場合は無効となるので注意

- ※ 1 入札書における「入札金額」と本書における「工事価格」は、必ず一致すること。一致しない場合は、無効となるので注意すること。
- ※ 2 本書における小計または合計の計算額に誤りがある場合は、無効となるので注意すること。
- ※ 3 指定された工事費内訳書とは異なる内容の書類が添付された場合、無効となるので注意すること。

価格内訳書の記載例（工事関係委託）

第 2 号様式（第 12 条関係）

商号又は名称を記入

商号又は名称（ ○○○○○○会社 ）

価格内訳書

※入札書と価格内訳書の委託業務名が異なる入札は無効となるので注意

件名 ○○○○○○○○○○○○○業務委託

項目・種別等については、案件ごとに市で設定します。市ホームページに案件ごとの指定様式を掲載しますので、当該様式をダウンロードのうえ、内訳金額を入力し提出してください。

項目・種別等	金額（円）
○○○○○	○○, 〇〇〇
○○○○○	〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○	〇〇, 〇〇〇
○○○○○	〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○	〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○	〇〇, 〇〇〇
○○○○○費①	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○費②	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○費③	〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○費④	〇〇〇, 〇〇〇
○○○○○費⑤	〇〇〇, 〇〇〇
業務価格 ①+②+③+④+⑤	〇, 〇〇〇, 〇〇〇

記載されている項目にのみ金額を記載するものとし、他項目を付け加えたりしないこと。
※値引き欄を設けるなどの端数調整も認められないので注意

小計額に誤りがないこと。
（1円単位まで）
※小計額に誤りがある場合は無効となるので注意

合計額に誤りがないこと。
入札金額と一致させること。
（1円単位まで）
※合計額に誤りがある、入札金額と一致しない場合は無効となるので注意

- ※ 1 入札書における「入札金額」と本書における「工事価格」は、必ず一致すること。一致しない場合は、無効となるので注意すること。
- ※ 2 本書における小計または合計の計算額に誤りがある場合は、無効となるので注意すること。
- ※ 3 指定された価格内訳書とは異なる内容の書類が添付された場合、無効となるので注意すること。

入札契約関係様式

別紙6

第3号様式（第13条関係）

紙入札承認願

年 月 日

会津若松市長あて

所在地	
申込者 商号又は名称	
代表者	
役職・氏名	印

このことについて、電子入札システムによる入札案件に下記の理由により入札参加できないため、紙入札による参加を承認願います。

記

件名： _____

（電子入札システムでの参加ができない理由）

ICカードの事故等により、電子入札のシステムにログインすることができない。

《具体的な状況》

その他の理由

《具体的な状況》

該当の□にチェックを入れて必要事項を記入してください。

別紙 7

第 4 号様式（第 13 条関係）

紙入札承認（不承認）通知書

年 月 日

様

会津若松市長

紙入札による入札参加について、下記のとおり通知します。

記

件名： _____

1. 承認する	
2. 承認しない	(理由)

別紙 8

第 5 号様式 (第 13 条関係)

紙入札用入札書

工事 (委託) 番号 第 号

1 工 事 (委託) 名

2 工事 (委託) 場所 地内外

3 入札保証金 免除

この工事 (委託) を次の金額で請け負いたいのので申し込みます。

記

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※ ただし、入札金額は、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額とする。

くじ入力番号

--	--	--

年 月 日

入札者 住所
 商号又は名称
 代表者職氏名

印

会津若松市長あて

別紙9

別記様式（第4条関係）

入 札 辞 退 届

今般、都合により下記の入札を辞退いたします。

記

工事（委託）番号

工事（委託）名

工事（委託）場所

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

会津若松市長 様

質疑応答書

年 月 日

様

会津若松市長

年 月 日付で質問のありましたことについては、
下記のとおり回答します。

記

件名

回答内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....